

気候変動対応に関する開示を議論 —金融審議会「ディスクロージャーWG」

去る10月1日、金融審議会は第2回ディスクロージャーワーキング・グループ（座長・神田秀樹・学習院大学大学院法務研究科教授）をオンラインで開催した。

本WGは、金融担当大臣から金融審議会に対して、企業情報の開示のあり方に関する検討について諮問されたことに基づき、開催されたもの。

第1回の議論

9月2日にオンライン開催された第1回WGでは、前回（2018年6月）の金融審議会「ディスクロージャーWG」報告以後の企業開示をめぐる経済社会環境の変化として、次の論点が表示され、優先順位等について、議論が行われた。

- ・サステナビリティ（気候変動対応、人的資本への投資、多様性の確保等）
- ・コーポレート・ガバナンス（取締役会等の活動状況、政策保有株式、監査に対する信頼性確保等）

・個別課題（ITの活用、重要な契約、英文開示、提供情報の適時性等）

委員からは、「気候変動対応」について、近くCOP26が開催されること等を踏まえると、優先的に議論すべきとの意見が多数聞かれていた。

気候変動開示に関する議論

第1回の議論を受け、第2回WGでは、気候変動対応に関する開示について議論が行われた。

事務局から、議論項目として、図表の論点が表示された。

- (1) 開示における重要性の考え方について委員の意見
委員からは、図表(1)の開示の重要性（マテリアリティ）を「投資家の投資判断にとって重要か否かについて判断すべき」とする考え方について、賛同する意見が多く聞かれた。
また、重要性の考え方について、気候変動が影響を与える企業財務における重要性（シングルマテリアリティ）と、それに

加えて企業活動が影響を与える環境および社会における重要性（ダブルマテリアリティ）が事務局資料で説明され、委員から「シングルかダブルかの二項対立ではない。目的適合性が重要である」、「時間の経過とともに企業価値に影響を与え、財務諸表にも取り込まれるとするダイナミックマテリアリティが適当」との意見が出された。

(2) 開示充実の方向性についての委員の意見

図表(2)①(iv)の任意開示について、「有報において任意開示等を参照する」とあるが、参照された任意開示での間違いが有報の虚偽記載となるのではないかと、任意開示も保守的になつてしまう懸念がある」、「投資家に向けた開示は有報で行い、その他のステークホルダー向けには任意開示と、棲み分けをすべき」といった意見が聞かれた。

図表(2)②のTCFDの4つの枠組みの優先度については、「『ガバナンス』と『リスク管理』は全企業を対象とし、『戦略』と『指標と目標』は重要性のある企業を対象としてはどうか」との意見が多く聞かれた。

(図表) 気候変動対応開示の議論項目

(1) 開示における重要性（マテリアリティ）の考え方	有価証券報告書の記述情報における「重要性」（マテリアリティ）については、一般的には、「投資家の投資判断にとって重要か否かについて判断すべき」と整理しているが、サステナビリティ開示についても、同様の考え方でよいか。また、「投資家の投資判断にとって重要か否か」は、企業価値への影響を考慮して判断するというアプローチについて、どのように考えるか。
(2) 開示充実の方向性	① サステナビリティ開示に関して、以下のような意見があるが、有価証券報告書における開示の検討にあたり、さらにどのような点を踏まえる必要があるか。 (i) サステナビリティ開示の枠組みに関する国際的な検討状況を踏まえ、わが国企業の取組みが投資家に十分理解されるような開示とすることが求められる。 (ii) 国際的な議論がまさに行われているところであり、まずは当面の対応の検討、将来的には来年夏に策定予定のISSB基準などを踏まえた検討が必要。 (iii) 投資家、企業双方にとって意味のある開示となるよう、比較可能性を考慮する一方で、開示における優先度や企業の実務負担を十分踏まえる必要がある。 (iv) 一部の上場企業における創意工夫を生かした任意開示を十分受け止められる枠組み（たとえば、有価証券報告書において任意開示等を参照することより総覧性を確保するなど）が望ましい。 ② サステナビリティ開示に関して、気候変動開示に係るTCFDでは、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」という枠組みが表示されているが、開示において特に優先度が高いと考えられる項目は何か。
(3) 海外当局の動向・スケジュール	本年11月にCOP26が開催され、来年6月にはIFRS財団のサステナビリティ報告基準が最終化される見込みであるなか、各国当局のサステナビリティ開示に関する取組みが進んでいる。国内の検討もこうした国際的な動きと歩調を合わせたものとする必要があると考えられるが、今後のスケジュールを考えるうえで留意すべきことはあるか。
(4) その他	上記の他、気候変動開示に関して、留意すべき事項はあるか。

(出所) 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」(第2回)事務局説明資料(2) 39、40頁をもとに編集部作成

当面限られる米長期金利の低下 余地

米長期金利が急上昇している。米国債10年物利回りは、8月半ばからおおむね1.3%台前半で推移していたが、9月21、22日に開催された米連邦公開市場委員会（FOMC）の終了直後より急上昇し、6月以来の1.5%台まで上昇した。米連邦準備制度理事会（FRB）のタカ派姿勢と米国債デフォルトリスクが背景にあるとみられる。

今回のFOMCはFRBの金利・経済見通しが公表される会合で、FOMCメンバーによる今年を含む今後3年間の物価（コアPCE）予想の中央値が、前回6月に比べていずれも上方修正されていた。

8月のジャクソンホール会議でのパウエル議長の発言では、「インフレが一時的に大きな動きとなりFRBの政策が後追いつとなる問題」が指摘され、市場はこの発言を条件付きの年内緩和縮小開始と受け止めた。しかし、今回の物価上昇予測では、6月時に想定した以上に強いFRBが考えていることになり、実際、同時公表の利上げ予

想を示すFF金利見直しについては、2022年中の利上げ開始を見込むFOMCメンバーが18人中9人となり、前回より2人増加した。

FRBによる物価見通しの上方修正は、9月28日の米連邦議会の上院で行われたパウエルFRB議長の議会証言でも明確にされた。物価上昇の加速要因として物流の停滞や人手不足など供給側の制約悪化が挙げられ、今後数カ月間続くとみられている。

また、米国債のデフォルトリスクについては、同日のイエレン米財務長官の上院での議会証言で強く主張された。具体的には、連邦政府の債務上限問題への対応が遅れた場合は、10月18日以降、政府の資金枯渇の可能性があると指摘し、デフォルトへの警告を行った。イエレン財務長官、パウエル議長ともに債務上限の引上げか撤廃を主張しているが、現時点では流動的との見方がある。米長期金利は、目先はデフォルトリスクで振れやすく、この問題が決着した後も当面は低下余地が懸念される。

ポジティブ・メンタルヘルス

大丈夫!!

メンタルクリエイト
江口 毅

会社にはいろんな先輩がいます。筆者が入社したばかりで初めての仕事に四苦八苦していた頃、毎日のように声をかけてくれる先輩がいました。その先輩は決まって「江口君、大丈夫？」と声をかけてくれました。はじめのうちは気にかけてくれることに安心感を覚えていたのですが、不思議と徐々に不安を覚えるようになりまして。

「大丈夫」という言葉からは、ポジティブな印象を受けます。しかし、疑問形で「大丈夫？」と毎日のように聞かれると、だんだんと自分が大丈夫でないような気がしてきます。自分が大丈夫そうにみえないから「大丈夫？」と聞かれるのではないかと、まだまだダメだということだろうか、そんなことを思ってしまう。入社して間もない時期だったということもあるでしょうが、「大丈夫」という言葉の難しさを感じたエピソードです。やはり「大丈夫」という言葉は、「きつと大丈夫だよ」「君なら大丈夫」のように肯定的に断言してくれるからこそ、勇気づけられるのです。

このように疑問形ではなく、肯定形で断言されることで勇気づけられた体験が2つ続きました。

1つ目は、定額聴き放題の音楽ストリーミングサービスで不具合があり、サブスクリプションに電話したときのことです。そのときの担当者は、「必ず解決してみせます」と断言してくれました。その言葉に感動しました。

医師が「必ず手術を成功させます」といわなくなつて久しいです。また、企業はあらゆる例外や想定外のケースを並べ立て、商品には注意書きを増やし続けています。そのようなリスクヘッジばかりに注力する社会のなかで聞いたからか、感動もひとしおでした。

2つ目は、水泳教室のコーチの言葉です。クロールがうまくできないうちに、「必ず泳げるようにしてあげるから」と断言してくれました。「もし長く通うことができたなら……」「あなたがいわれたとおりに頑張れば……」など条件をつけることなど一切なく、前もって言い訳を用意することなく、断言してくれたことに、清々しさを感じると同時に信頼感を覚えました。

1つ目は、定額聴き放題の音楽ストリーミングサービスで不具合があり、サブスクリプションに電話したときのことです。そのときの担当者は、「必ず解決してみせます」と断言してくれました。その言葉に感動しました。

医師が「必ず手術を成功させます」といわなくなつて久しいです。また、企業はあらゆる例外や想定外のケースを並べ立て、商品には注意書きを増やし続けています。そのようなリスクヘッジばかりに注力する社会のなかで聞いたからか、感動もひとしおでした。

2つ目は、水泳教室のコーチの言葉です。クロールがうまくできないうちに、「必ず泳げるようにしてあげるから」と断言してくれました。「もし長く通うことができたなら……」「あなたがいわれたとおりに頑張れば……」など条件をつけることなど一切なく、前もって言い訳を用意することなく、断言してくれたことに、清々しさを感じると同時に信頼感を覚えました。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2021年9月30日	令和3年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しを受けた監査上の対応について(お知らせ)	JICPA	令和3年度税制改正による電子帳簿等保存法の改正でのスキャナ保存制度の要件緩和が監査に影響することから、本改正の趣旨を踏まえ、作成されたスキャン文書の利用を前提とした監査計画の策定、監査手続の実施に努めることを会員に求めるもの。また、監査対象年度の期中からスキャナ保存制度を採用する予定の有無と採用予定の場合の対応スケジュール、および電子取引の取引関係書類の電子データの保管体制について、監査人が事前に被監査会社と協議のうえ、対応の必要性を考慮することを求めている。なお、スキャナ保存制度に関し、本改正を受けた新たな公表物の作成に着手しており、2021年12月公表目標で検討を進めている。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20210930dig.html	—

証券

新首相のもとで動き出す日本経済と株式市場

9月29日、自民党新総裁が誕生し、臨時国会で新首相に選任される予定だ。一昔前の日本では、新首相が登場すれば、株式市場はご祝儀相場となったが、近年、多くの先進国では政治・経済問題が複雑化しており、必ずしも株式市場に好影響が生じるとは限らないとみられている。

ただ、自民党総裁選挙の動きが活発化すると、日本の株式市場はポジティブな反応を示し、株価は急ピッチで回復した。これは、新政権への期待感の現れとの見方もある。

しかし、9月中旬に中国の不動産大手、恒大グループの債務不履行懸念が表面化し、世界中が株安に見舞われると、日本市場もそれに巻き込まれて、急ピッチの株価上昇はストップした。さらに、9月下旬にはアメリカの金融政策の方向性や、財政の壁問題が加わって、各国の株価を冷え込ませた。

新首相は、株式市場の雰囲気がかじ取りを始めることとなる。一方で、大きな課題であるコロナ禍対応については、新政権始動直前に緊急事態宣言が解除され、経済活動、市民生活は正常化に向かいつつある。

しかし、コロナ禍は第6波襲来の懸念が指摘されており、経済正常化もさまざまな制約を残したままである。これからの経済活動が一本調子で回復というわけにはいかないとの見方も強い。新首相は効果的、かつ具体的な経済政策を迅速に実行することが求められている。

コロナ禍の行方に、経済活動、社会活動が振り回されているのは、各国で共通している。日本より一足早く経済活動を再開していた中国、アメリカは景気回復一服の兆しが指摘されている。ただ、これには、中国・恒大グループの危機、アメリカの財政危機も影響しているとみられる。

新首相が率いる現在の日本経済は、他の主要国に比べて特別に悪いとはいえない。今後の株価は強気一本やりとはいえないが、必要以上に弱気になることもないとの期待の声もある。

新首相が率いる現在の日本経済は、他の主要国に比べて特別に悪いとはいえない。今後の株価は強気一本やりとはいえないが、必要以上に弱気になることもないとの期待の声もある。

経理用語の豆知識



ライセンスの供与

ライセンスは、企業の知的財産に対する顧客の権利を定めるものである。ライセンスを供与する約束が、顧客との契約における他の財またはサービスを移転する約束と別個のものではない場合には、ライセンスを供与する約束と当該他の財またはサービスを移転する約束の両方を一括して単一の履行義務として処理し、一定の期間にわたり充足される履行義務か、または一時点で充足される履行義務であるかを判定する。

ライセンスを供与する約束が別個のものであり、独立した履行義務である場合には、ライセンスを顧客に供与する際の企業の約束の性質が、①ライセンス期間にわたり存在する知的財産にアクセスする権利、②ライセンスが供与される時点で存在する知的財産を使用する権利、のいずれを提供するものであるか判定する。①の場合は一定の期間にわたり充足される履行義務として処理し、②の場合はライセンスからの便益を享受できるようになった時点で収益を認識する。

経営者確認書



経営者確認書は、経営者が監査人に提出する書面による陳述をいい、監査人を宛先とする書簡とされているが、書面または書簡とは文書化されたもの、書かれたものを意図しており、紙媒体によることを強制するものではない。したがって、本人識別性および非改竄性が確保されていれば電子形式により経営者確認書を入手することができ、その場合にはあらかじめ紙媒体により経営者確認書を入手する必要はないと考えられる。

本人識別性は、電子証明及び認証業務に関する法律2条および3条に該当し得る電子署名(ローカル署名型、リモート署名型、事業者署名型)を付したPDF等により確保し得る。非改竄性とは、電子署名を付すほか、内容の変更に制約のある電子形式ファイルにより確保することができる。また、経営者確認書の授受において用いられているメールアドレスについて通例でない状況が識別されていないか等についても考慮する。